

決 議

リニア中央新幹線は、全国新幹線鉄道整備法に基づき昭和48年に基本計画で主要な経過地として「奈良市」付近と明記されて以来、約40年の歳月が経過した。さらに、平成23年の整備計画においても、「奈良市」付近と決定された。

これらのことは、全国で空港も新幹線の停車駅もない3つの県のうちの一つである奈良県、そして県都である奈良市にとっても大きな前進である。

このような状況の中で、奈良市は世界遺産都市として年間1300万人をこえる観光客が訪れており、さらに奈良市の周辺地域にも魅力的な観光資源が数多く点在している。国内外の観光客に、これらにより深く親しんでいただく動線を確認するためには、圧倒的な知名度と安定的な訪問実績を持つ奈良市が核となることが重要である。

また、奈良市は、県下で最多の鉄道乗降客数を誇っており、京奈和自動車道、第二阪奈有料道路、国道24号等の主要道路へのアクセスも容易である。このようなことから周辺地域への重要な交通結節点となっている奈良市は、中間駅設置により近畿の東の玄関口となる。

よって、我々は、ここにリニア中央新幹線奈良市新駅の設置実現のため、次の事項について一致協力して取り組み、強力な運動を展開する。

- 1 リニア中央新幹線は、災害時のリスク分散化のため、東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えたルートとすること。
- 2 早期にリニア中央新幹線の東京・大阪間の全線開業を行うこと。
- 3 世界遺産「古都奈良の文化財」を抱える中心的観光地であり、県下最大の鉄道需要を誇る奈良市に中間駅を設置すること。

以上決議する。

平成26年10月14日

リニア中央新幹線奈良駅設置推進会議